

**天理市第6期障害福祉計画
第2期障害児福祉計画**

**令和3年3月
天 理 市**

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画の背景と趣旨	1
2. 関係法令等の動向	2
(1) 国の動き	2
(2) 奈良県の動き	4
3. 計画の位置づけ	5
(1) 計画の法的位置づけ	5
(2) 他計画との関連性	5
4. 計画の期間	6
5. 計画の基本方針	6
(1) 計画の基本理念とめざす将来像	6
(2) 障害福祉サービス等の基盤整備にあたっての基本的な考え方	7
第2章 障害のある人を取り巻く状況	8
1. 人口等の推移	8
2. 身体障害者手帳所持者数の推移	10
3. 療育手帳所持者数の推移	12
4. 精神障害者保健福祉手帳所持者等数の推移	13
5. 障害支援区分認定者数の状況	14
6. サービス支給決定者数の状況	15
第3章 天理市障害福祉計画（第6期計画）	16
1. 令和5年度の成果目標・活動指標	16
(1) 施設入所者の地域生活への移行	16
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	17
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	19
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	20
(5) 相談支援体制の充実・強化等	22
(6) 障害福祉サービス等の質の向上	23
2. 障害福祉サービスの見込み及び確保方策	24
(1) 訪問系サービス	24
(2) 日中活動系サービス	27
(3) 居住系サービス	33
(4) 相談支援	35

3. 地域生活支援事業の見込み及び確保方策	37
(1) 必須事業	37
(2) 任意事業	42
第4章 天理市障害児福祉計画（第2期計画）	45
1. 令和5年度の成果目標・活動指標	45
2. 障害のある子どもの支援の見込み及び確保方策	47
3. 子ども・子育て支援	51
(1) 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	51
(2) 障害のある子どもに対する子ども・子育て支援事業等の利用量の見込み	51
第5章 計画の推進に向けて	52
1. 計画の推進体制	52
2. 計画の点検・評価の方策	52
3. 県・近隣自治体・事業所・地域との連携	53

第1章 計画の概要

1. 計画の背景と趣旨

国では、平成18年の「障害者自立支援法」が施行されたことを契機として、障害者福祉向上のための様々な制度改正や環境整備が行われてきました。障害者自立支援法は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」（平成25年施行）へと改められ、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備が進められることとなりました。障害者の範囲に、難病患者が加わって拡大されるとともに、施設入所から地域生活への移行や就労支援の強化を進め、障害のある人もない人も自分らしく暮らせる社会づくりが積極的にめざされるようになりました。これらを進めるため、「障害者優先調達推進法」の施行や「障害者雇用促進法」の改正が行われ、具体的な施策が充実してきています。

また、平成23年の「障害者基本法」の改正、平成24年の「障害者総合支援法」の成立、平成25年の「障害者差別解消法」の成立などを経て、平成26年に「障害者の権利に関する条約」を批准し、国連事務局に承認されました。その他にも「障害者虐待防止法」等が施行されるなど、障害者施策に係る数多くの法律が制定されています。

天理市（以下「本市」という。）では、平成30年度から令和2年度までの3ヶ年を計画期間とする「天理市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を平成30年3月に策定し、基本的理念である「ともに生きる社会の実現」「自立と社会参加の促進」及びめざす将来像である「ともに生き、一人ひとりが輝くまち」を実現するために、障害者施策の総合的かつ計画的な推進に取り組んできました。

このたび、「天理市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」が令和2年度をもって終了することから、国・奈良県の動向や本市におけるこれまでの計画の進捗状況、サービス利用の状況等を踏まえ、障害福祉施策の充実に向け、令和5年度までの目標及び障害福祉サービス等の見込量などを定めた「天理市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2. 関係法令等の動向

(1) 国の動き

■障害者の権利に関する条約の批准

平成 19 年に「障害者の権利に関する条約」に署名し、それ以降、同条約の批准に向け、様々な国内法の整備が進められた結果、平成 26 年 1 月にこの条約を批准しました。

■障害者基本法の改正

「障害者の権利に関する条約」における考え方にあわせ、障害の有無にかかわらず、等しく基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられるものであるとの理念にのっとり、平成 23 年に「障害者基本法」の一部が改正され、障害のある人の定義が見直されたほか、災害時の安全確保のために必要な情報提供に関する施策などが追加されました。

■障害者自立支援法の施行と改正

平成 18 年 4 月に障害者基本法の基本理念にのっとり、障害のある人及び障害のある児童がその能力や適性に応じて自立した日常生活・社会生活を営むことができるように必要な支援を行うことを目的とした「障害者自立支援法」が施行されました。

また、障害の種別にかかわらず、障害のある人が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みの一元化、施設・事業の再編、就労支援の抜本的な強化、支給決定の仕組みの透明化、明確化等が行われました。

さらに、平成 24 年には、利用者負担の応能負担を原則とするとともに、発達障害についても対象となることの明確化、相談支援の充実、障害児支援の強化等の改正が行われました。

■児童福祉法等の改正

平成 24 年の児童福祉法等の改正により、それまで障害者自立支援法（当時）と児童福祉法に分かれていた障害のある児童を対象とした施設・事業が児童福祉法に基づくサービスに一元化され、市町村が支給決定する障害児通所支援と都道府県が支給決定する障害児入所支援が創設されました。

また、平成 28 年の児童福祉法改正により、平成 30 年度から障害のある児童のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、障害児福祉計画の策定が義務づけられました。

■障害者虐待防止法の施行

平成 24 年 10 月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が施行され、家庭や施設などで障害のある人に対する虐待を発見した人に自治体への通報を義務づけているほか、親による虐待が生命に関わる危険性があると認められた場合には、親の許可がなくても自治体職員の自宅への立ち入りを認めること、虐待に関する相談窓口の設置を自治体に義務づけることなどが盛り込まれています。

■障害者総合支援法の施行と改正

従来の障害者自立支援法が平成 25 年 4 月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に改正・施行され、障害のある人の範囲に難病患者が加えられたほか、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護の対象拡大などが定められました。

また、平成 30 年 4 月からは、地域生活の支援として新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービスが追加されることになりました。

■障害者優先調達推進法の施行

平成 25 年 4 月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」が施行され、公的機関には、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進し、障害のある人の自立の促進に資することとされています。

■障害者差別解消法の施行

障害のある人への差別を解消するため、平成 25 年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が公布され、平成 28 年 4 月に施行されました。障害を理由とする差別等の権利侵害行為を禁止するとともに、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合には、その実施に向けて必要かつ合理的な配慮の義務が定められています。

■障害者雇用促進法の改正と施行

平成 25 年 6 月に「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」が改正され、平成 28 年度から雇用分野における障害のある人の差別の禁止や合理的な配慮の義務が定められるとともに、平成 30 年度から法定雇用率の算定基礎に精神障害のある人を加えることが規定されました。

■成年後見制度利用促進法の施行

平成 28 年 4 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」が公布され、同年 5 月に施行されました。地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化などが規定されました。

■発達障害者支援法の改正

平成 28 年 8 月に「発達障害者支援法」が改正され、ライフステージを通じた切れ目のない支援、家族なども含めたきめ細かな支援、地域の身近な場所で受けられる支援などが規定されました。

■読書バリアフリー法の施行

令和元年 6 月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が公布、施行され、地域の図書館に「読書」の困難な障害のある人が利用しやすい資料、例えば点字図書や拡大図書、録音図書、電子データなどを充実させることや、そうした資料の作成の支援、図書データのダウンロードや利用に関する支援、端末機器の入手の支援、国会図書館と全国の図書館をネットワークでつなぐこと、利用しやすい電子書籍の販売の促進、人材の育成や関係者間の協議の場を設けることなどが規定されました。

（2）奈良県の動き

■奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例

障害のある人もない人もともに安心して幸せに暮らすことができる奈良県づくりをめざし、平成 28 年 4 月に「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」が施行されました。

■奈良県手話言語条例

手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会の実現をめざし、平成 29 年 4 月に「奈良県手話言語条例」が施行されました。

3. 計画の位置づけ

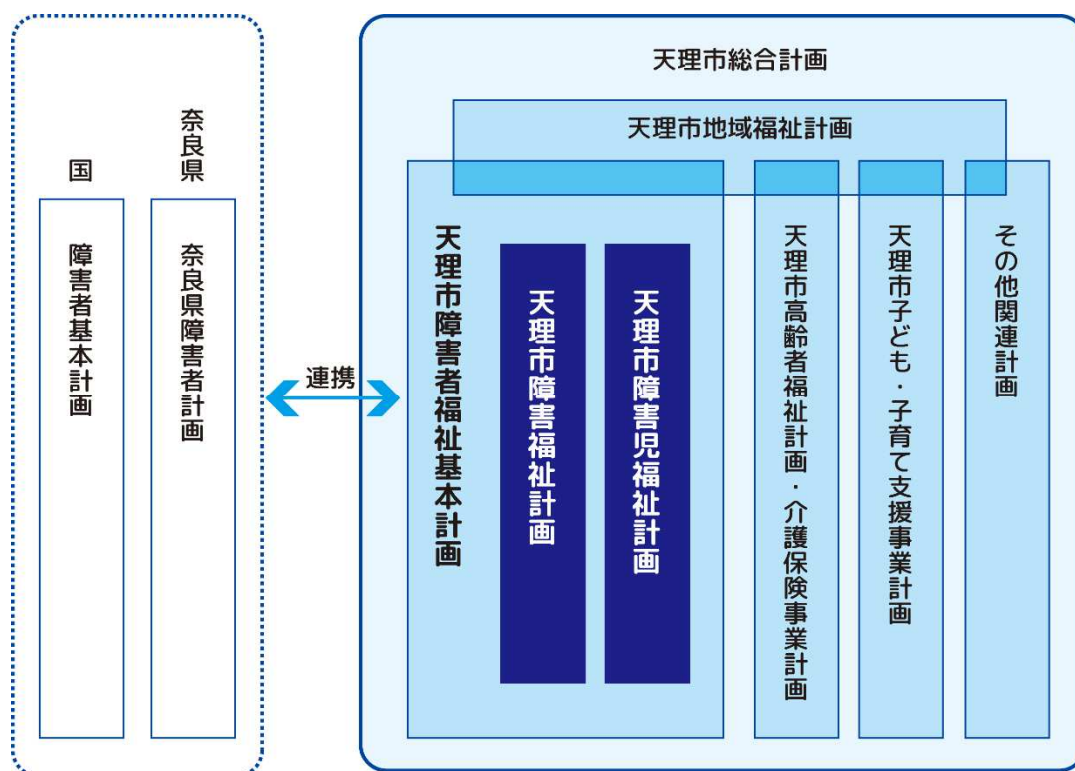
(1) 計画の法的位置づけ

本計画は、「障害者総合支援法」第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び「児童福祉法」第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定したものであり、計画の最終年度である令和5年度の目標及び障害福祉サービス等の見込みについて定めたものです。

(2) 他計画との関連性

本計画は、「天理市障害者福祉基本計画」を上位計画とし、基本理念を実現するための具体的な実施計画と位置づけられます。

また、両計画は、本市のまちづくりの最上位計画である「天理市総合計画」の分野別計画として、障害のある人の総合的な保健・福祉施策について目標を掲げることにより、計画の推進を図るものです。



4. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

また、国の動向にともない計画の根幹となる法律や制度などについて大幅な変更があった場合は、適時見直しを行います。

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
第6次天理市総合計画			10年間									
天理市第3次障害者福祉基本計画	10年間											
天理市第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画			3年間									

5. 計画の基本方針

(1) 計画の基本理念とめざす将来像

本市では、平成30年3月策定の「天理市障害者まほろば計画（天理市第3次障害者福祉基本計画）」において、「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」「ユニバーサルデザイン」の3つの考え方を基本理念とし、将来像を「ともに生き、一人ひとりが輝くまち」としています。

この計画においては、「天理市障害者まほろば計画」の基本理念を踏まえるとともに、「障害者総合支援法」がめざす「地域社会における共生の実現」の考え方も踏まえ、基本理念を次のように設定します。

基本理念1 ともに生きる社会の実現	障害のあるすべての人が、社会を構成する一員として排除されることなく、基本的人権の尊重とかけがえのない個人としての尊厳が確保される共生社会の実現をめざします。
基本理念2 自立と社会参加の促進	障害のあるすべての人が、一人ひとりの状態等に応じて適切なサービスや意思疎通の手段等を利用しながら、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される社会の実現をめざします。

また、めざす将来像については、「天理市障害者まほろば計画」の「ともに生き、一人ひとりが輝くまち」とします。

(2) 障害福祉サービス等の基盤整備にあたっての基本的な考え方

障害福祉サービス等の基盤整備にあたっては、国の基本的な考え方を踏まえ、次の点に配慮して数値目標を設定し、計画的な整備を行います。

○訪問系サービスを保障

訪問系サービスの充実を図り、必要なサービスを保障します。

○日中活動系サービスを保障

障害のある人に適切な日中活動系サービスを保障します。

○グループホーム等の充実により施設や病院からの地域移行を推進

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。

○福祉施設から一般就労への移行等推進

就労移行支援事業等の推進により、障害のある人の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

○障害のある子どもへの支援の強化

障害のある子どもに関する相談や通所・入所サービス等の基盤整備を図ります。

○サービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築

障害のある人等、とりわけ重度障害のある人等が地域において自立した日常生活または社会生活を営むため、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、サービスの適切な利用を支える相談支援体制の充実を図ります。

○天理市自立支援協議会の効果的な運営

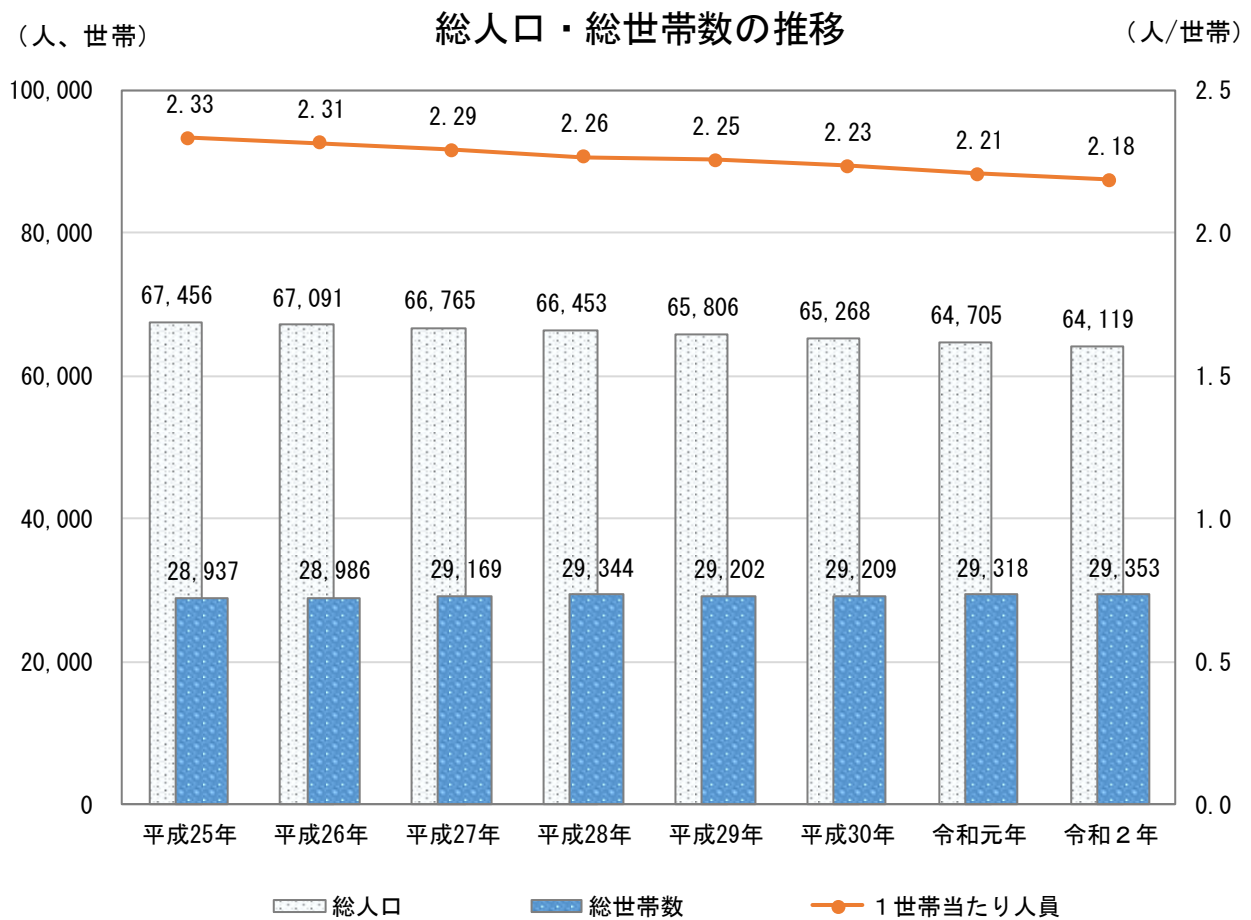
障害のある人の施設や病院からの地域移行や一般就労の促進を図るためには、行政をはじめ事業者、企業等が協力・連携し、支援する仕組みが重要であり、その機能の一端を担う天理市自立支援協議会の効果的な運営を図ります。

第2章 障害のある人を取り巻く状況

1. 人口等の推移

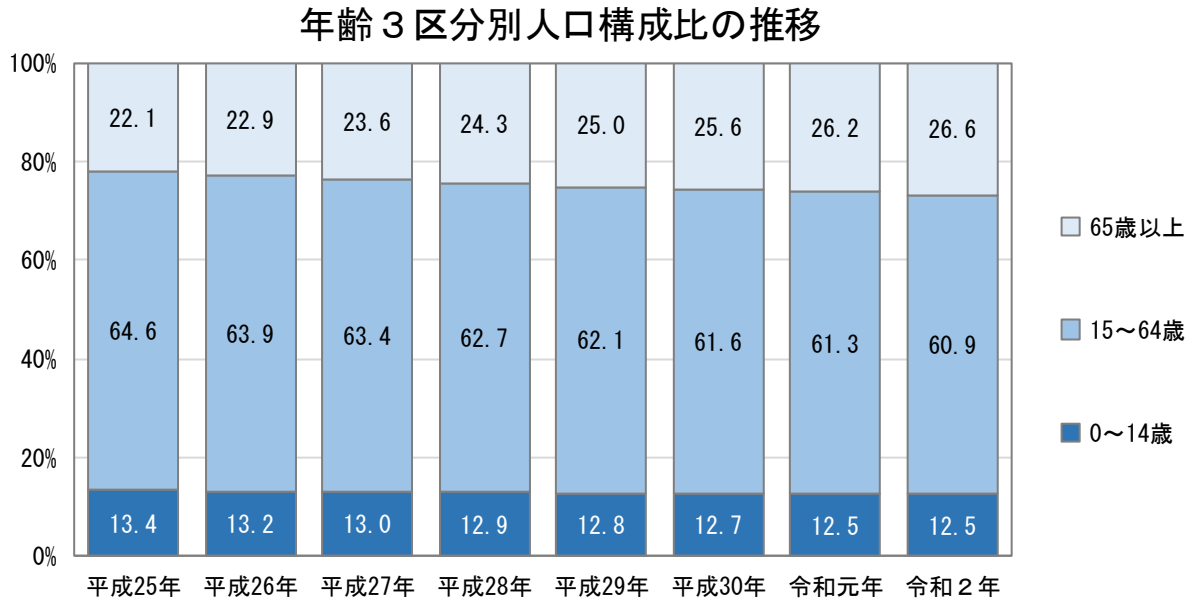
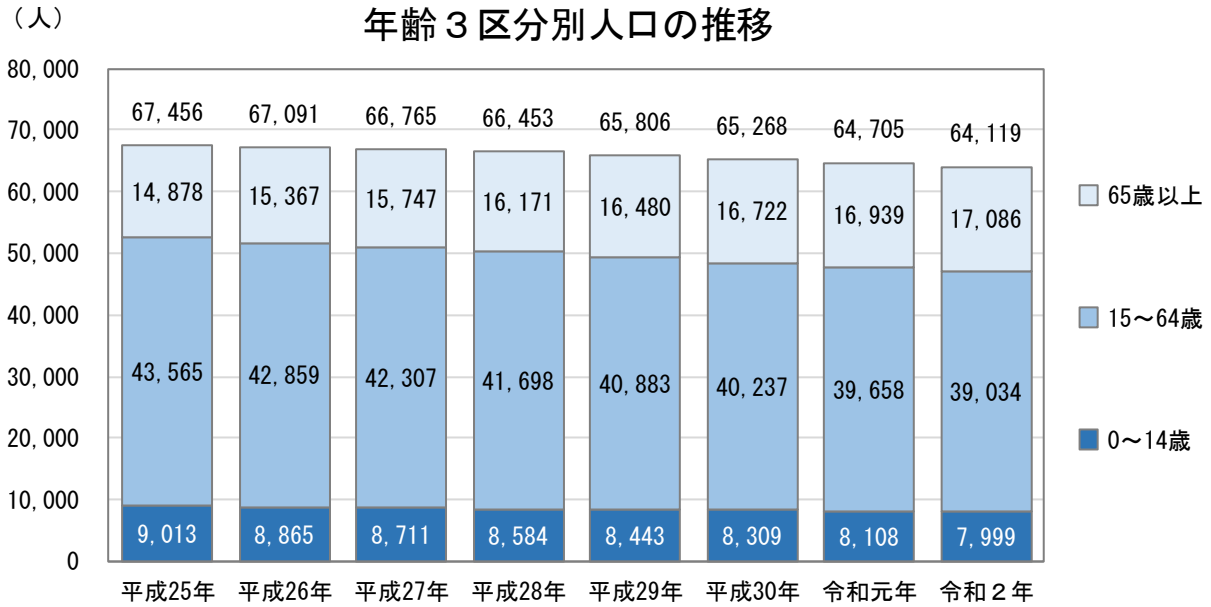
本市の総人口は減少傾向で推移しており、令和2年には64,119人となっています。一方で、総世帯数は増加傾向で推移しており、令和2年には29,353世帯となっています。

その結果、1世帯当たりの人員は減少傾向で推移することとなり、令和2年には2.18人と、世帯規模の縮小が進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

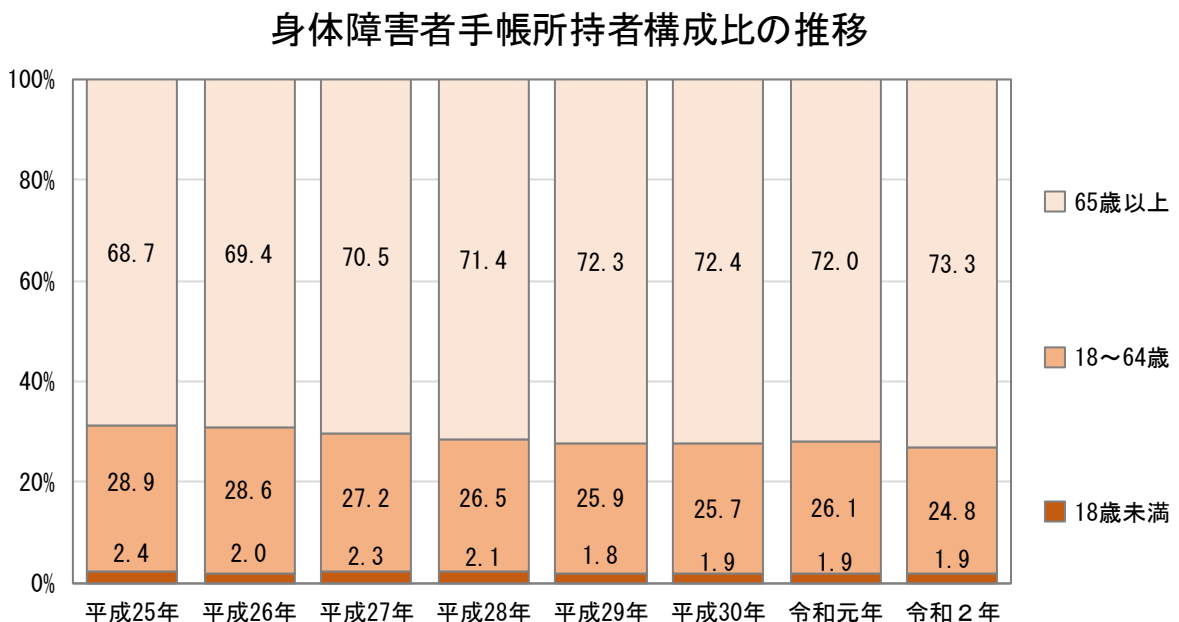
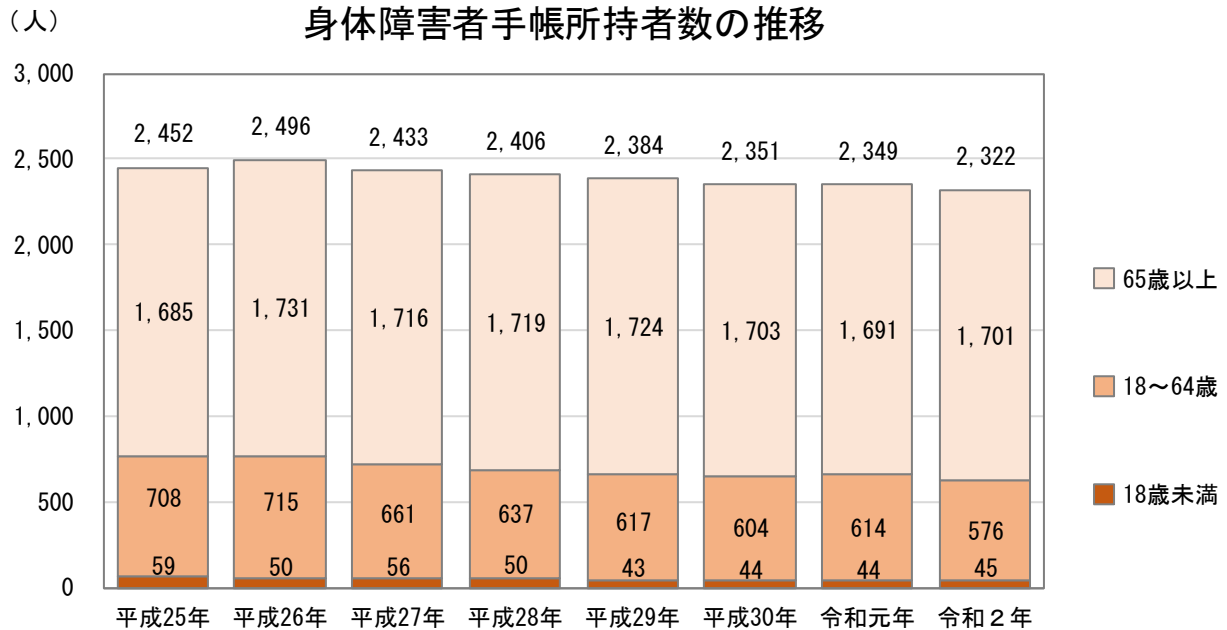
本市の総人口を年齢3区分別で見ると、総人口は減少傾向の中、「65歳以上」は増加傾向で推移しており、令和2年の高齢化率（総人口における65歳以上の割合）は26.6%となっています。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

2. 身体障害者手帳所持者数の推移

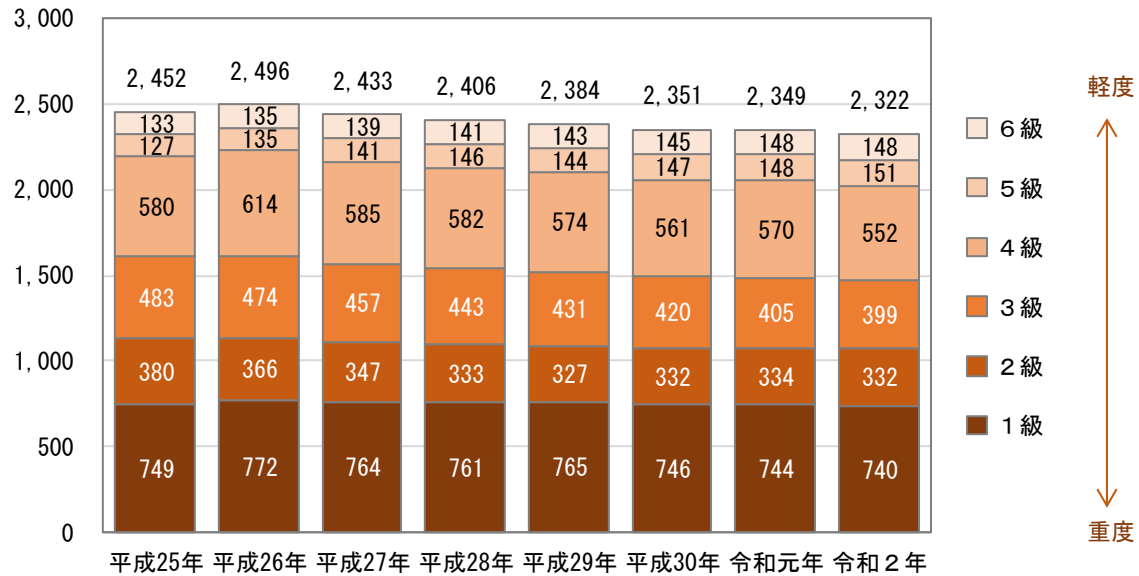
身体障害者手帳所持者数は減少傾向となっており、令和2年には、18歳未満が45人(1.9%)、18~64歳が576人(24.8%)、65歳以上が1,701人(73.3%)で、合計2,322人となっており、65歳以上の割合が増加傾向となっています。



資料：社会福祉課調べ（各年3月末現在）

また、身体障害者手帳所持者数を障害の等級別でみると、令和2年には、1級が740人、2級が332人、3級が399人、4級が552人、5級が151人、6級が148人で、1級が最も多くなっています。

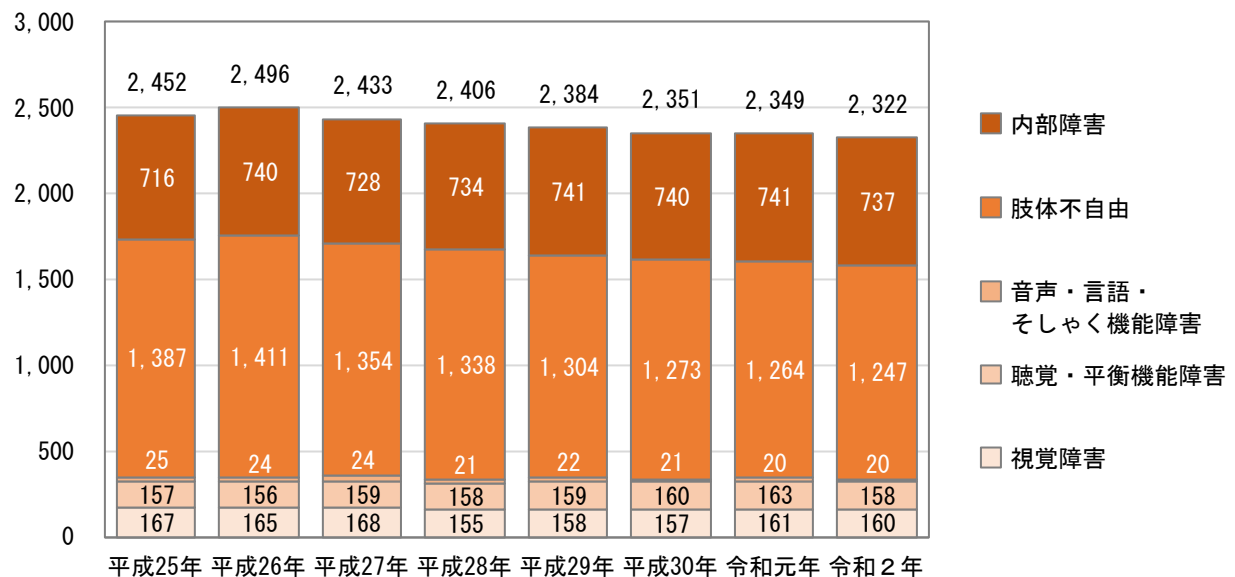
(人) 等級別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：社会福祉課調べ（各年3月末現在）

さらに、身体障害者手帳所持者数を障害部位別でみると、令和2年には、視覚障害が160人、聴覚・平衡機能障害が158人、音声・言語・そしゃく機能障害が20人、肢体不自由が1,247人、内部障害が737人で、肢体不自由が最も多くなっています。

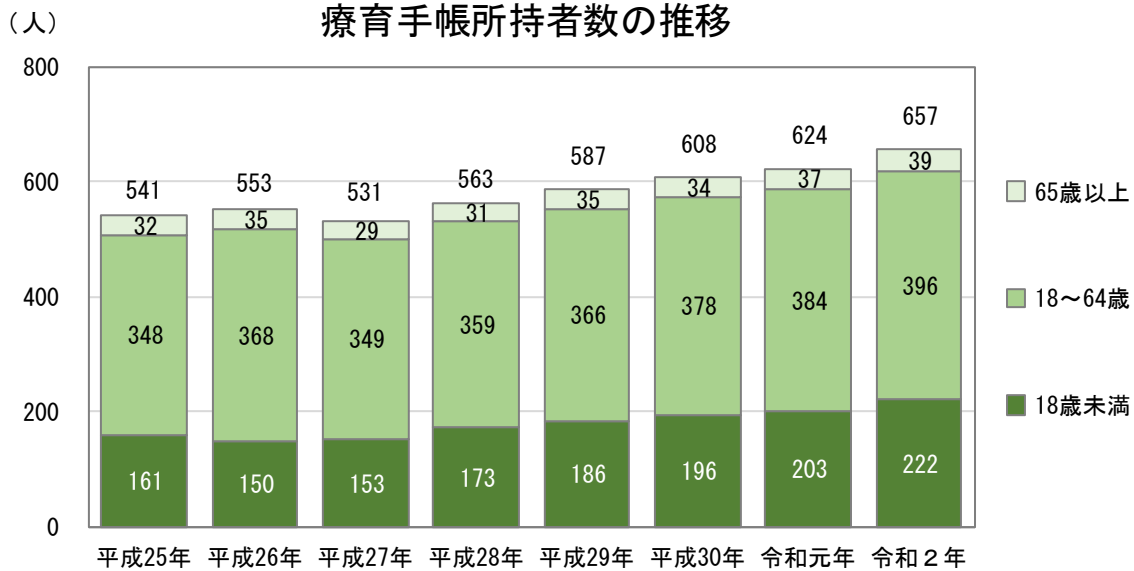
(人) 障害部位別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：社会福祉課調べ（各年3月末現在）

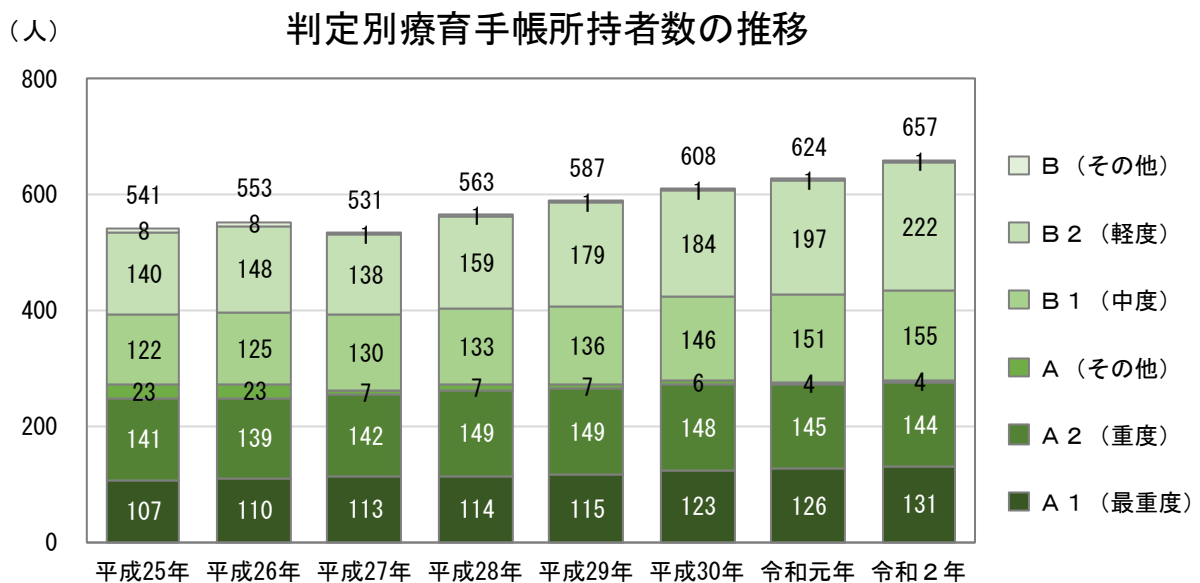
3. 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和2年には、18歳未満が222人、18～64歳が396人、65歳以上が39人で、合計657人となっています。



資料：社会福祉課調べ（各年3月末現在）

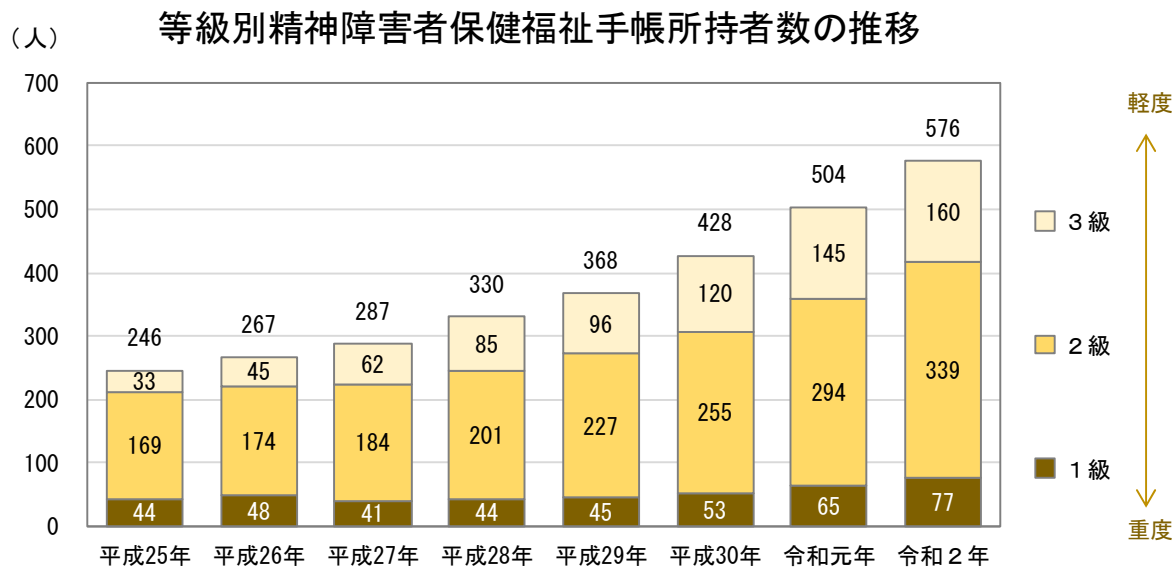
また、療育手帳所持者数を判定別でみると、令和2年には、A1（最重度）が131人、A2（重度）が144人、A（その他）が4人、B1（中度）が155人、B2（軽度）が222人、B（その他）が1人と、Aが合計で279人、Bが合計で378人となっています。



資料：社会福祉課調べ（各年3月末現在）

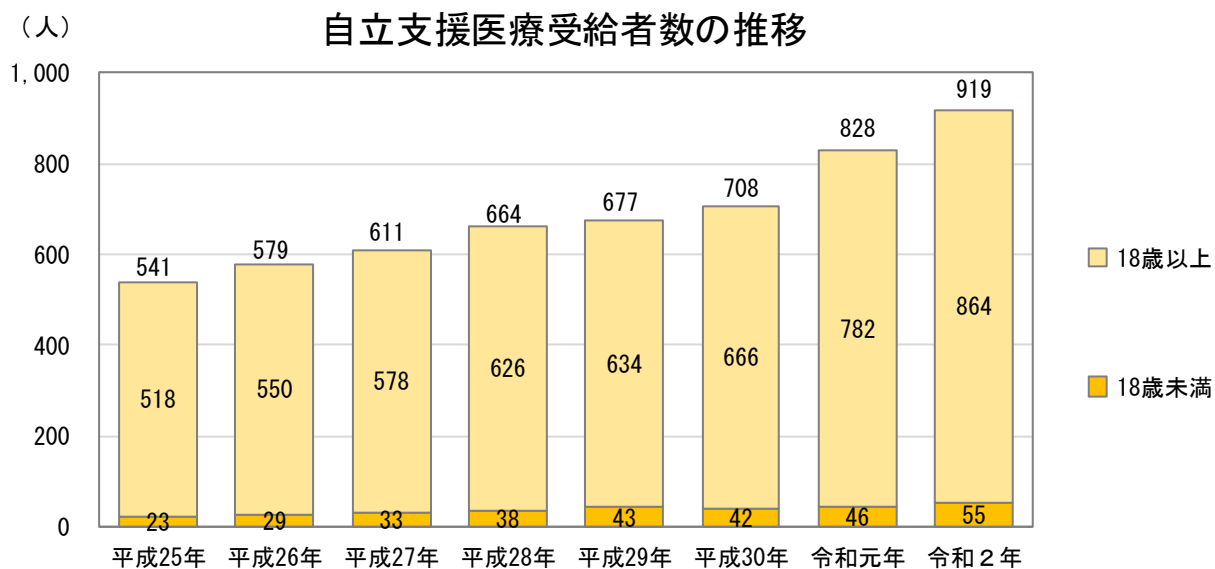
4. 精神障害者保健福祉手帳所持者等数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和2年には、1級が77人、2級が339人、3級が160人と、2級が最も多くなっています。



資料：社会福祉課調べ（各年3月末現在）

また、自立支援医療（精神通院医療）受給者数は増加傾向で推移しており、令和2年には919人となっています。



資料：社会福祉課調べ（各年3月末現在）

5. 障害支援区分認定者数の状況

障害支援区分認定者数は増減を繰り返しており、令和2年10月には395人となっています。

(単位：人)

平成29年10月現在	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障害者	0	0	12	22	28	57	119
知的障害者	0	7	28	42	54	71	202
精神障害者	1	13	14	8	8	3	47
合計	1	20	54	72	90	131	368

(単位：人)

平成30年10月現在	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障害者	0	0	11	21	23	54	109
知的障害者	0	9	25	42	56	76	208
精神障害者	0	12	11	12	9	3	47
合計	0	21	47	75	88	133	364

(単位：人)

令和元年10月現在	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障害者	0	0	13	21	21	55	110
知的障害者	0	7	25	44	52	83	211
精神障害者	0	10	12	18	9	3	52
合計	0	17	50	83	82	141	373

(単位：人)

令和2年10月現在	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障害者	0	0	15	20	24	55	114
知的障害者	0	7	28	45	54	87	221
精神障害者	0	12	16	18	9	5	60
合計	0	19	59	83	87	147	395

資料：社会福祉課調べ

6. サービス支給決定者数の状況

サービス支給決定者数は増加傾向で推移しており、平成28年4月の1,161人が令和2年4月には1,297人と、4年間で136人の増加となっています。

(単位：人)

サービス名	平成28年4月	平成29年4月	平成30年4月	平成31年4月	令和2年4月
訪問系	273	253	256	262	266
居宅介護	204	184	179	183	184
重度訪問介護	2	1	1	1	2
同行援護	24	23	23	22	22
行動援護	43	45	53	56	58
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0
日中活動系	490	510	531	530	562
生活介護	214	218	223	227	235
自立訓練（機能訓練）	1	3	3	1	0
自立訓練（生活訓練）	17	18	13	11	13
宿泊型自立訓練	0	0	0	0	0
就労移行支援	12	13	10	13	12
就労継続支援（A型）	37	47	53	52	48
就労継続支援（B型）	58	62	71	71	88
短期入所	139	137	145	142	152
療養介護	12	12	13	13	14
居住系	134	132	129	123	129
共同生活援助	56	51	52	52	59
施設入所支援	78	81	77	71	70
障害児サービス	264	293	325	320	340
児童発達支援	104	111	119	95	90
医療型児童発達支援	1	0	0	1	0
放課後等デイサービス	159	182	206	224	250
保育所等訪問支援	0	0	0	0	0
総数	1,161	1,188	1,241	1,235	1,297

資料：社会福祉課調べ

第3章 天理市障害福祉計画（第6期計画）

1. 令和5年度の成果目標・活動指標

（1）施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針

- 令和5年度末時点で令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。
- 令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する。

天理市の目標設定における考え方

本計画では、地域生活移行人数を5人、令和5年度末における入所者数を2人削減して68人とすることを目標とします。

項目		数値		考え方
A	令和元年度末時点の福祉施設の入所者	実績値	70人	令和2年3月末時点の福祉施設入所者数
B	Aのうち、令和5年度までの地域生活への移行者	目標値	5人	福祉施設からグループホームや一般住宅等へ移行した者の数
C	令和5年度末時点の福祉施設の入所者	目標値	68人	令和5年3月末時点の福祉施設入所者数
D	地域生活移行率	目標値	7.1%	B/A
E	入所者数削減率	目標値	2.9%	(A-C)/A

目標達成に向けた取組

施設入所者及び家族等の意向を把握し、施設から地域生活への移行を希望する者について、施設・家族等との調整を取りながらサービスの調整・確保を図りつつ、施設退所及び退所後の生活に対する支援を行っていきます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針

- 精神障害のある人の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数の平均を316日以上とする。
- 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を設定する。
- 精神病床における入院後3か月時点の退院率を69%以上、6か月時点の退院率を86%以上、12か月時点の退院率を92%以上とする。

天理市の目標設定における考え方

本計画では、奈良県が策定する障害者計画と整合性を保ちつつ、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のため、令和5年度における保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数を3回、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を1回とすることを目標とします。

また、精神障害のある人の地域移行について、令和5年度末における精神障害のある人の地域移行支援を3人、地域定着支援を3人、共同生活援助を10人、自立生活援助を3人とすることを目標とします。

■保健、医療及び福祉関係者による協議の場

項目	令和元年度末 【実績値】	令和3年度 【目標値】	令和4年度 【目標値】	令和5年度 【目標値】
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	0回	1回	3回	3回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	0人	7人	7人	7人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	1回	1回	1回

■精神障害のある人の地域移行

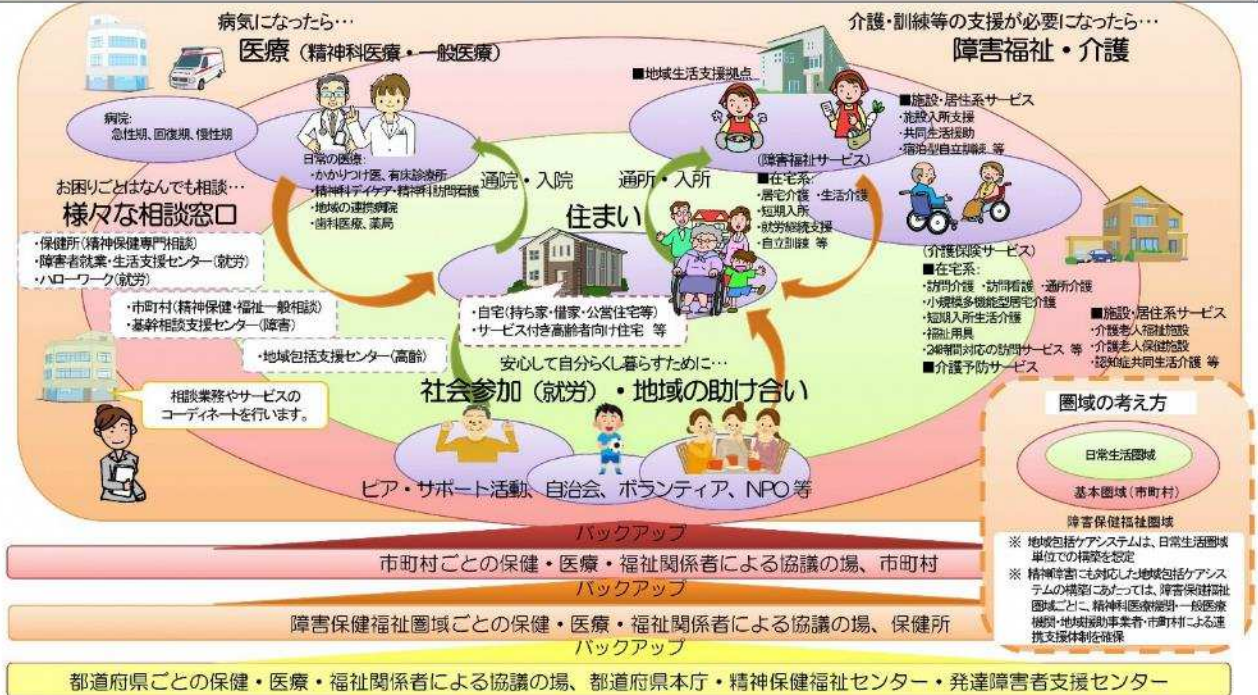
項目	令和元年度末 【実績値】	令和3年度 【目標値】	令和4年度 【目標値】	令和5年度 【目標値】
精神障害のある人の地域移行支援	0人	1人	2人	3人
精神障害のある人の地域定着支援	0人	1人	2人	3人
精神障害のある人の共同生活援助	8人	8人	9人	10人
精神障害のある人の自立生活援助	0人	1人	2人	3人

目標達成に向けた取組

精神障害のある人を取り巻く医療機関等各機関との連携を深めながら必要な支援体制の検討を行っていきます。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療（精神科医療・一般医療）、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、一般医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



(3) 地域生活支援拠点等有する機能の充実

国の基本指針

○令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討する。

天理市の目標設定における考え方

本計画では、令和3年度に地域生活支援拠点等を1箇所確保し、その機能の充実のため、年1回の運用状況を検証及び検討することを目標とします。

項目	令和元年度末 【実績値】	令和3年度 【目標値】	令和4年度 【目標値】	令和5年度 【目標値】
地域生活支援拠点等の整備箇所数	0箇所	1箇所	1箇所	1箇所
運用状況の検証・検討回数	0回	1回	1回	1回

目標達成に向けた取組

地域生活支援拠点等が整備された後も地域のニーズや課題に応えられているか、機能の水準や充足状況は十分であるか等について、継続的に検証及び検討を行うことで、障害のある人やその家族等の生活を地域全体で支える中核としての役割を担うにふさわしい体制を整備します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針

- 令和5年度までに、令和元年度実績の1.27倍以上の一般就労への移行実績を達成する。
そのうち、就労移行支援から一般就労への移行については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、引き続き現状の利用者数を確保するとともに、移行率の上昇を見込み、令和5年度までに、令和元年度実績の1.30倍以上の移行実績を達成する。
- 就労継続支援A型及び就労継続支援B型から一般就労への移行については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することから、その事業目的に照らし、令和5年度までに、就労継続支援A型からは令和元年度移行実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型からは概ね1.23倍以上をめざす。
- 就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する。
- 就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

天理市の目標設定における考え方

本計画では、令和5年度の一般就労への移行者数を9人とすることを目標とします。そのうち、就労移行支援については3人、就労継続支援A型は3人、就労継続支援B型は3人を目標とします。

就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用することを目標とします。

就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上を目標とします。

項目	令和元年度末	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	【実績値】	【目標値】	【目標値】	【目標値】	【増加率】
就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者	6人	7人	8人	9人	1.5倍
うち、就労移行支援事業を利用していた者	2人	3人	3人	3人	1.5倍
うち、就労継続支援A型を利用していた者	2人	2人	3人	3人	1.5倍
うち、就労継続支援B型を利用していた者	2人	2人	2人	3人	1.5倍

項目	令和元年度末	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	【実績値】	【目標値】	【目標値】	【目標値】	【増加率】
就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者	6人	7人	8人	9人	1.5倍
うち、就労定着支援事業の利用者数	3人	4人	5人	7人	2.3倍
うち、就労定着支援事業の利用者数の割合	50%	57%	63%	78%	
就労定着支援事業所数	1事業所	1事業所	1事業所	1事業所	
うち、就労定着率が8割以上の事業所の割合	1事業所	1事業所	1事業所	1事業所	

目標達成に向けた取組

障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校、市等における相互の連携強化を図り、障害のある人の就労支援・定着支援に取り組めます。

自立支援協議会就労部会の中で問題提起や情報共有を行うなど、関係機関の連携強化を図ります。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針

○令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。

天理市の目標設定における考え方

令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

項目	令和元年度末 【実績値】	令和3年度 【目標値】	令和4年度 【目標値】	令和5年度 【目標値】
障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	実施	実施	実施	実施
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0件	0件	0件	3件
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	0件	0件	0件	3件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	3回	3回	3回	3回

目標達成に向けた取組

障害のある人や家族からの相談に応じ、必要な支援を行えるように、相談支援事業所の周知を行い、利用促進を図るとともに、市と相談支援事業所あるいは相談支援事業所同士の連携を密にして情報を共有するなど、相談支援体制の強化を図ります。

(6) 障害福祉サービス等の質の向上

国の基本指針

○令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

天理市の目標設定における考え方

令和5年度末までに、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築します。

項目	令和元年度末 【実績値】	令和3年度 【目標値】	令和4年度 【目標値】	令和5年度 【目標値】
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	1人	2人	2人	3人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	0回	0回	0回	1回
市が実施する指導監査の実施回数	0回	2回	3回	3回

目標達成に向けた取組

障害のある人が安心して暮らしていけるよう、個々の障害に応じて、障害福祉サービスの質的向上を図りながら、障害の種別や程度に応じて適切な提供を図ります。

2. 障害福祉サービスの見込み及び確保方策

(1) 訪問系サービス

①居宅介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排泄、食事の介護等を行うサービスです。

		単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総利用時間	見込量	時間/月	3,500	3,600	3,700	2,987	3,015	3,044
	実績値	時間/月	3,195	2,930	3,056			
	達成率	%	91.3	81.4	82.6			
実利用者	見込量	人/月	150	160	170	137	138	140
	実績値	人/月	133	135	136			
	達成率	%	88.7	84.4	80.0			
年度末の市内の事業所数		箇所	24	24	23	23	23	23

②重度訪問介護

重度の肢体不自由のある人及び重度の知的障害のある人、重度の精神障害のある人を対象に、自宅で入浴、排泄、食事の介護・外出時における移動支援などを総合的に行うサービスです。

		単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総利用時間	見込量	時間/月	700	700	700	581	581	581
	実績値	時間/月	257	300	581			
	達成率	%	36.7	42.9	83.0			
実利用者	見込量	人/月	2	2	2	3	3	3
	実績値	人/月	1	1	3			
	達成率	%	50.0	50.0	150.0			
年度末の市内の事業所数		箇所	24	23	22	22	22	22

③同行援護

重度の視覚障害により移動に著しい困難がある人に、外出時において移動に必要な情報提供や移動の援護等を行うサービスです。

		単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総利用時間	見込量	時間/月	250	260	270	237	237	237
	実績値	時間/月	199	247	237			
	達成率	%	79.6	95.0	87.8			
実利用者	見込量	人/月	15	16	17	15	15	15
	実績値	人/月	13	16	15			
	達成率	%	86.7	100.0	88.2			
年度末の市内の事業所数		箇所	10	7	6	6	6	6

④行動援護

知的障害や精神障害により、行動するときに常時介護を必要とする人に、危険回避のために必要な支援や外出支援を行うサービスです。

		単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総利用時間	見込量	時間/月	800	800	800	1,010	1,010	1,010
	実績値	時間/月	947	1,024	1,010			
	達成率	%	118.4	128.0	126.3			
実利用者	見込量	人/月	40	40	40	40	40	40
	実績値	人/月	38	41	40			
	達成率	%	95.0	102.5	100.0			
年度末の市内の事業所数		箇所	7	6	7	7	7	7

⑤重度障害者等包括支援

介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等の複数サービスを包括的に行うサービスです。

		単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総利用時間	見込量	時間/月	0	0	0	0	0	0
	実績値	時間/月	0	0	0			
	達成率	%	-	-	-			
実利用者	見込量	人/月	0	0	0	0	0	0
	実績値	人/月	0	0	0			
	達成率	%	-	-	-			
年度末の市内の事業所数		箇所	0	0	0	0	0	0

訪問系サービスの見込量に対する確保方策

今後の地域生活への移行促進等を踏まえ、サービス提供体制を充実させるため、事業所の新規参入を働きかけるとともに、介護保険サービス事業所に対して障害福祉サービスへの参入を促すことで、利用ニーズに応じてサービスを受けることができる提供体制の確保に努めます。

また、国の基本指針の基本的理念にもある障害福祉人材の確保のために、多職種との連携の推進や介護職員の専門性を高める研修の実施等について、奈良県や事業所等の関係機関と連携していきます。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

常に介護を必要とする人に、施設内で昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービスです。

		単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用者	見込量	人日/月	4,200	4,300	4,400	4,544	4,658	4,772
	実績値	人日/月	4,158	4,316	4,434			
	達成率	%	99.0	100.4	100.8			
実利用者	見込量	人/月	210	220	230	234	240	246
	実績値	人/月	217	223	229			
	達成率	%	103.3	101.4	99.6			
年度末の市内の事業所数		箇所	11	12	12	12	12	12

②自立訓練（機能訓練）

身体障害のある人を対象とし、自立した日常生活及び社会生活ができるように一定期間、身体機能及び生活能力の向上のための訓練を行うサービスです。

		単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用者	見込量	人日/月	31	31	31	23	23	23
	実績値	人日/月	31	3	0			
	達成率	%	100.0	9.7	0.0			
実利用者	見込量	人/月	3	3	3	1	1	1
	実績値	人/月	2	1	0			
	達成率	%	66.7	33.3	0.0			
年度末の市内の事業所数		箇所	0	0	0	0	0	0

③自立訓練（生活訓練）

知的障害のある人、精神障害のある人を対象とし、自立した日常生活及び社会生活ができるように一定期間、日常生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

		単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 〈実績見込〉	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用者	見込量	人日/月	200	210	220	114	114	114
	実績値	人日/月	117	122	114			
	達成率	%	58.5	58.1	51.8			
実利用者	見込量	人/月	20	25	30	11	11	11
	実績値	人/月	12	12	11			
	達成率	%	60.0	48.0	36.7			
年度末の市内の事業所数		箇所	2	2	2	2	2	2

④宿泊型自立訓練

知的障害のある人、精神障害のある人を対象とし、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談や助言などの必要な支援を行うサービスです。

		単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 〈実績見込〉	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用者	見込量	人日/月	-	-	-	30	30	30
	実績値	人日/月	0	23	30			
	達成率	%	-	-	-			
実利用者	見込量	人/月	-	-	-	1	1	1
	実績値	人/月	0	1	1			
	達成率	%	-	-	-			
年度末の市内の事業所数		箇所	0	0	0	0	0	0

⑤就労移行支援

一般企業等への就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練を提供するサービスです。

		単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用者	見込量	人日/月	255	260	265	179	187	195
	実績値	人日/月	164	162	172			
	達成率	%	64.3	62.3	64.9			
実利用者	見込量	人/月	15	16	17	11	11	12
	実績値	人/月	9	10	10			
	達成率	%	60.0	62.5	58.8			
年度末の市内の事業所数		箇所	2	1	1	1	1	1

⑥就労継続支援A型

一般企業への就労が困難な障害のある人に、事業所における雇用契約のもと、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上に必要な訓練を行うサービスです。

		単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用者	見込量	人日/月	1,000	1,100	1,200	956	956	956
	実績値	人日/月	1,017	972	956			
	達成率	%	101.7	88.4	79.7			
実利用者	見込量	人/月	50	60	70	48	48	48
	実績値	人/月	51	49	48			
	達成率	%	102.0	81.7	68.6			
年度末の市内の事業所数		箇所	2	2	2	2	2	2

⑦就労継続支援B型

一般企業への就労が困難な障害のある人等の働く場や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上・維持を図るサービスです。

		単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用者	見込量	人/月	1,170	1,200	1,300	1,752	1,981	2,210
	実績値	人/月	1,006	1,293	1,554			
	達成率	%	86.0	107.8	119.5			
実利用者	見込量	人/月	65	70	75	105	119	133
	実績値	人/月	64	78	91			
	達成率	%	98.5	111.4	121.3			
年度末の市内の事業所数		箇所	10	10	9	9	9	9

⑧就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害のある人で、就労にともなう環境変化により生活面の課題が生じている者に対して、障害のある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係者等との連絡調整やそれにとともなう課題解決に向けて必要となる支援を行うサービスです。

		単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者	見込量	人/月	-	3	3	4	5	7
	実績値	人/月	1	1	3			
	達成率	%	-	33.3	66.7			
年度末の市内の事業所数		箇所	1	1	1	1	1	1

⑨療養介護

医療と常時介護を必要とする障害のある人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。

		単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者	見込量	人/月	13	13	13	15	16	17
	実績値	人/月	13	14	15			
	達成率	%	100.0	107.7	115.4			
年度末の市内の事業所数		箇所	0	0	0	0	0	0

⑩短期入所（福祉型）

居宅で介護する人が病気の場合などに、障害支援区分が区分1以上の障害のある人等が、短期間施設に入所し、入浴、排泄、食事の介護等を受けることができるサービスです。

		単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用者	見込量	人日/月	225	230	235	269	269	269
	実績値	人日/月	314	373	269			
	達成率	%	139.4	162.1	114.5			
実利用者	見込量	人/月	43	44	45	45	45	45
	実績値	人/月	54	63	45			
	達成率	%	125.6	143.4	100.0			
年度末の市内の事業所数		箇所	10	11	10	10	10	10

⑪短期入所（医療型）

居宅で介護する人が病気の場合などに、重症心身障害児者等が、短期間施設に入所し、入浴、排泄、食事の介護等を受けることができるサービスです。

		単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用者	見込量	人日/月	37	49	66	31	31	31
	実績値	人日/月	18	23	25			
	達成率	%	48.6	46.9	37.9			
実利用者	見込量	人/月	7	9	12	5	5	5
	実績値	人/月	4	4	4			
	達成率	%	57.1	44.4	33.3			
年度末の市内の事業所数		箇所	0	0	0	0	0	0

日中活動系サービスの見込量に対する確保方策

障害のある人のニーズを的確に把握しながら、相談支援・情報提供の充実により、市内事業所だけでなく近隣市の事業所も含め、必要なサービス量の確保に努めるとともに、さらなる利用定員の拡大と新たな事業所の参入を図ります。

また、介護保険サービス事業所による障害福祉サービスへの参入促進など、様々な事業主体によるサービス提供体制の充実を図ります。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害のある人で一人暮らしを希望する人等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好か、などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

また、定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行うサービスです。

		単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用者	見込量	人/月	-	15	15	15	15	15
	実績値	人/月	0	0	0			
	達成率	%	-	-	-			
実利用者	見込量	人/月	-	3	3	3	3	3
	実績値	人/月	0	0	0			
	達成率	%	-	-	-			
年度末の市内の事業所数		箇所	0	0	0	0	0	0

② 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に共同生活を営む住居において、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。

		単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者	見込量	人/月	55	56	57	64	69	74
	実績値	人/月	50	53	59			
	達成率	%	90.9	94.6	103.5			
年度末の市内の事業所数		箇所	5	6	7	7	7	7

③施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護等を行うサービスです。

		単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者	見込量	人/月	82	82	82	70	69	68
	実績値	人/月	73	71	71			
	達成率	%	89.0	86.6	86.6			
年度末の市内の事業所数		箇所	1	1	1	1	1	1

居住系サービスの見込量に対する確保方策

グループホームについては、施設入所者の地域移行の推進が求められる中で、施設からの移行の受け皿や親亡き後も障害のある人が地域で暮らし続けるための受け皿になることが期待されることから、地域の理解を深めながら、新規事業者の参入を図るとともに、生活の場の確保に努めます。

(4) 相談支援

①計画相談支援

市町村が指定する「指定特定相談支援事業者」が障害福祉サービスの利用に向けた連絡調整、利用計画の作成等を行うサービスです。

		単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者	見込量	人/月	50	60	70	67	75	82
	実績値	人/月	47	52	59			
	達成率	%	94.0	86.7	84.3			
年度末の市内の事業所数		箇所	6	8	8	8	8	8

②地域移行支援

施設や精神科病院に入所等をしている障害のある人に対し、都道府県が指定する「指定一般相談支援事業者」が居住の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行うサービスです。

		単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者	見込量	人/月	1	1	1	1	1	2
	実績値	人/月	0	0	0			
	達成率	%	-	-	-			
年度末の市内の事業所数		箇所	2	2	2	2	2	2

③地域定着支援

「指定一般相談支援事業者」が、居宅で一人暮らしの障害のある人等に対して、夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行うサービスです。

		単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者	見込量	人/月	1	1	1	1	1	1
	実績値	人/月	0	0	0			
	達成率	%	-	-	-			
年度末の市内の事業所数		箇所	2	2	2	2	2	2

相談支援の見込量に対する確保方策

計画相談支援をすべての対象者に実施できるよう、サービス提供体制の機能の強化に努めるとともに、計画相談支援が必要な人を把握します。

また、地域生活への移行後、地域で安心して生活できるよう、サービスの内容について周知を行い、サービスの利用促進に努めます。

さらに、奈良県と連携しながら、相談支援従事者研修の受講を促進することで、相談支援専門員の育成及び確保に努めます。

3. 地域生活支援事業の見込み及び確保方策

地域生活支援事業とは、障害のある人の自立した日常生活・社会生活を支援する目的で、地域（市町村）が利用者の状況に応じて柔軟な事業体系により実施するサービスであり、必須事業（法律上実施しなければならない事業）と任意事業（市町村の判断により実施できる事業）があります。

（1）必須事業

①理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活及び社会生活を行う上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベント等の開催、啓発活動などを行う事業です。

	第5期計画期間			第6期計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 〈実績見込〉	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

②自発的活動支援事業

障害のある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援する事業です。

	第5期計画期間			第6期計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 〈実績見込〉	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	無	無	無	無	無	有

③相談支援事業

ア) 基幹相談支援センター等機能強化事業

市における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門職員を市等に配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

	単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施見込箇所数	箇所	0	0	0	0	0	1

イ) 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居にあたって、保証人がいないなどの理由により入居が困難で支援が必要な障害のある人について、入居に必要な調整などに関する支援や、家主等への相談・助言などを行い、障害のある人の地域生活の支援を図ります。

	単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施見込箇所数	箇所	0	0	0	0	0	1

④成年後見制度利用支援事業

知的障害または精神障害があり、市長が審判の請求が必要と認める人に対して、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用など）、後見人等の報酬（全部または一部）を助成する事業です。

	単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施見込者数	人/年	0	1	0	1	2	3

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保や、法人後見の活動についての支援を行う事業です。

	第5期計画期間			第6期計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	無	無	無	無	無	有

⑥意思疎通支援事業

意思疎通支援事業とは、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害のある人が社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行う事業です。

ア) 手話通訳者派遣事業

	単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用見込者数	人/年	336	396	305	400	400	400

イ) 要約筆記者派遣事業

	単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用見込者数	人/年	10	18	2	15	15	15

⑦日常生活用具給付等事業

障害のある人の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付するとともに、住宅改修費を助成する事業です。

ア) 介護訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなど、身体介護を支援する用具を給付します。

	単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付見込件数	件/年	6	2	6	7	7	7

イ) 自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、入浴、調理、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。

	単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付見込件数	件/年	10	6	12	13	13	13

ウ) 在宅療養支援用具

電気式たん吸引器や視覚障害者用体温計など、在宅療養生活等を支援するための用具を給付します。

	単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付見込件数	件/年	8	8	8	8	8	8

エ) 情報・意思疎通支援用具

点字器や人口喉頭など、障害のある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。

	単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付見込件数	件/年	9	16	22	25	28	31

オ) 排泄管理支援用具

ストマ用器具など、排泄管理を支援する衛生用品を給付します。

	単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付見込件数	件/年	1,706	1,732	1,880	1,900	2,000	2,100

カ) 在宅改修費

居宅における生活動作等を円滑にするため、既存住宅の改修を行う際に費用の一部を助成します。

	単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付見込件数	件/年	3	0	5	6	7	8

⑧手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある人等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

	単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実養成講習修了見込者数	人/年	7	12	7	13	13	13

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人について、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加を行うための移動支援を行う事業です。

	単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用見込件数	件/年	1,831	1,580	1,572	1,700	1,700	1,700
延利用見込時間数	時間/年	19,460	19,059	16,996	19,000	19,000	19,000

⑩地域活動支援センター事業

障害のある人に対して、創作活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流促進をめざすための事業です。

		単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市内分	実施見込箇所数	箇所	2	2	2	2	2	2
	実利用見込者数	人/年	34	32	32	32	32	32
市外分	実施見込箇所数	箇所	3	3	3	3	3	3
	実利用見込者数	人/年	4	4	4	4	4	4

(2) 任意事業

①福祉ホーム事業

障害のある人の地域生活を支援することを目的として、低額な料金で住居等を提供し、日常生活に必要な支援を行う事業です。

		単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人数		人/年	2	2	2	2	2	2
実施箇所		箇所	0	0	0	0	0	0

②訪問入浴サービス事業

家庭での入浴が困難な障害のある人に対して、訪問入浴車を運行し、入浴サービスを提供する事業です。

		単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人数		人/年	58	54	70	70	70	70
利用回数		回/年	294	345	527	530	530	530

③日中一時支援事業

障害のある人や障害のある子どもに対して、日中における活動の場を確保し、日常的に介護している家族の一時的な休息を確保する事業です。

	単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人数	人/年	69	44	78	80	80	80
利用回数	回/年	259	107	237	250	250	250
延時間	時間/年	878	542	1,126	1,200	1,200	1,200

⑤社会参加促進事業

スポーツ・芸術文化活動等や聞こえのサポーターの養成事業を行うことで、障害のある人の社会参加の促進を図る事業です。

ア) スポーツ・レクリエーション活動

	単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延人数	人/年	937	1,259	0	1,300	1,300	1,300

イ) 芸術・文化活動

	単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延人数	人/年	226	208	0	230	230	230

ウ) 聞こえのサポーター養成講座（隔年で実施）

	単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受講者数	人/年	5	-	0	5	-	5
修了者数	人/年	5	-	0	5	-	5

エ) 音訳奉仕員養成講座（隔年で実施）

	単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 （実績見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受講者数	人/年	-	2	-	-	3	-
修了者数	人/年	-	2	-	-	3	-

オ) 点訳奉仕員養成講座（隔年で実施）

	単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 （実績見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受講者数	人/年	-	2	-	-	3	-
修了者数	人/年	-	2	-	-	3	-

カ) 自動車運転免許取得・改造助成

	単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 （実績見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延人数	人/年	4	1	1	3	3	3

第4章 天理市障害児福祉計画（第2期計画）

1. 令和5年度の成果目標・活動指標

国の基本指針

- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築をめざすため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置する。
- 地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1箇所以上確保する。
- 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

天理市の目標設定における考え方

令和5年度末までに、児童発達支援センターを市又は圏域に1箇所設置することを目標としますが、財政的な課題があります。

令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を1箇所確保することを目標とします。

令和5年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを目標とします。

■児童発達支援センターが有する機能の充実

項目	令和元年度末 【基準値】	令和3年度 【目標値】	令和4年度 【目標値】	令和5年度 【目標値】
児童発達支援センターの整備数	0箇所	0箇所	0箇所	1箇所

■保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項目	令和元年度末 【基準値】	令和3年度 【目標値】	令和4年度 【目標値】	令和5年度 【目標値】
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築	構築	構築	構築

■重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

項目	令和元年度末 【基準値】	令和3年度 【目標値】	令和4年度 【目標値】	令和5年度 【目標値】
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備数	0箇所	0箇所	0箇所	1箇所
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの整備数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

■保健、医療、障害福祉、保育、療育等の関係機関等が連携を図るための協議の場が有する機能の充実

項目	令和元年度末 【基準値】	令和3年度 【目標値】	令和4年度 【目標値】	令和5年度 【目標値】
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置	無	無	無	有
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	0人	0人	0人	1人

■発達障害のある子ども等及び家族等への支援体制の整備

項目	令和元年度末 【基準値】	令和3年度 【目標値】	令和4年度 【目標値】	令和5年度 【目標値】
ペアレントトレーニング※ ¹ やペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	12人	20人	20人	20人
ペアレントメンター※ ² の人数	0人	0人	0人	1人
ピアサポート※ ³ の活動への参加人数	0人	0人	0人	1人

※1 発達障害のある子どもを持つ親が自分の子どもの行動を理解し、発達障害の特性を踏まえた対応の仕方を学び、より良い親子関係を築くための支援

※2 発達障害のある子どもを育てた経験のある親であり、同じ親の立場でよき相談相手となれる人

※3 同じ課題や環境を体験する人がその体験から来る感情を共有すること

目標達成に向けた取組

近隣市町村、事業所及び保健、医療、障害福祉、保育、療育等の関係機関とも連携し、整備に向けて検討します。

2. 障害のある子どもの支援の見込み及び確保方策

障害のある子どもの支援については、「児童福祉法」に基づく障害のある子どもを対象としたサービスに関する事業について、令和2年度までのサービス量の見込みと確保方策を定めています。

また、それぞれのライフステージに応じて、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築が求められています。

①児童発達支援

障害のある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを提供するサービスです。

		単位	第1期計画期間			第2期計画期間		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用者	見込量	人日/月	700	700	700	627	627	627
	実績値	人日/月	828	738	627			
	達成率	%	118.3	105.4	89.6			
実利用者	見込量	人/月	120	120	120	96	96	96
	実績値	人/月	123	108	96			
	達成率	%	102.5	90.0	80.0			
年度末の市内の事業所数		箇所	7	8	8	8	8	8

②放課後等デイサービス

就学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための機能訓練等を継続的に提供することにより、障害のある子どもの自立を促進するサービスです。

		単位	第1期計画期間			第2期計画期間		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用者	見込量	人日/月	2,025	2,050	2,075	1,976	2,066	2,155
	実績値	人日/月	1,760	1,797	1,891			
	達成率	%	86.9	87.7	91.1			
実利用者	見込量	人/月	186	191	196	227	238	248
	実績値	人/月	190	207	217			
	達成率	%	102.2	108.4	110.7			
年度末の市内の事業所数		箇所	12	12	12	12	12	12

③保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障害のある子ども又は今後利用する予定の障害のある子どもに対し、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進するサービスです。

		単位	第1期計画期間			第2期計画期間		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用者	見込量	人日/月	0	0	0	1	1	1
	実績値	人日/月	0	0	1			
	達成率	%	-	-	-			
実利用者	見込量	人/月	0	0	0	1	1	1
	実績値	人/月	0	0	1			
	達成率	%	-	-	-			
年度末の市内の事業所数		箇所	0	0	0	0	0	0

④医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹機能に障害のある子どもに対し、必要な治療を行いながら、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを提供するサービスです。

		単位	第1期計画期間			第2期計画期間		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用者	見込量	人日/月	20	20	20	20	20	20
	実績値	人日/月	7	15	0			
	達成率	%	35.0	77.1	0.0			
実利用者	見込量	人/月	1	1	1	1	1	1
	実績値	人/月	1	1	0			
	達成率	%	50.0	100.0	0.0			
年度末の市内の事業所数		箇所	0	0	0	0	0	0

⑤居宅訪問型児童発達支援

重度障害のある子ども等であって、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害のある子どもに対し、障害のある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援をするサービスです。

		単位	第1期計画期間			第2期計画期間		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用者	見込量	人日/月	-	5	5	2	2	2
	実績値	人日/月	0	2	3			
	達成率	%	-	40.0	60.0			
実利用者	見込量	人/月	0	2	2	1	1	1
	実績値	人/月	0	1	1			
	達成率	%	-	50.0	50.0			
年度末の市内の事業所数		箇所	0	0	0	0	0	0

⑥障害児相談支援

障害のある子どもが障害児通所支援サービスを利用する際に、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行うサービスです。

		単位	第1期計画期間			第2期計画期間		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者	見込量	人/月	25	30	35	36	37	37
	実績値	人/月	36	35	36			
	達成率	%	144.0	116.7	102.9			
年度末の市内の事業所数		箇所	4	6	6	6	6	6

障害のある子どもの支援の見込量に対する確保方策

障害のある子どもに対するサービスの周知を進めながら事業所等の情報提供を行い、利用者の発達状況や障害特性に応じた質の高いサービスの提供のため、市内事業所への監査体制等の充実に努めます。

今後もサービスを持続的に提供できるよう、障害児相談支援等により利用者ニーズを把握するとともに、事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保を図ります。

3. 子ども・子育て支援

(1) 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害のある子どもが地域の中で安心して生活ができ、また乳幼児期から一貫した効果的な支援を受けるためには、障害のある子どもとその家族に対して、一人ひとりの障害の状況に応じた、きめ細かい支援を行っていく必要があります。

また、障害のある子どもが地域の保育、教育等の支援を利用し、障害の有無にかかわらず成長できるよう、地域社会への参加等を推進するとともに、子育て支援施策と保健、医療、福祉、教育等の各種施策が緊密な連携を図りながら、障害のある子どもに対する子ども・子育て支援事業の利用量を見込み、その提供体制を整備していきます。

(2) 障害のある子どもに対する子ども・子育て支援事業等の利用量の見込み

子ども・子育て支援事業の保育所、認定こども園、幼稚園、学童保育所（放課後児童健全育成事業）の実施施設において、障害のある子どもを受入れ、児童の安全と心身の健全な育成を図ります。

また、「第2期天理市子ども・子育て支援事業計画」の事業と連携を図りながら進めていきます。

	単位	第1期計画期間			第2期計画期間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	人	33	35	40	40	40	40
認定こども園	人	0	0	0	0	0	0
幼稚園※	人	(123)	(103)	75	75	75	75
学童保育所	人	61	65	65	65	65	65

※ 平成30年度及び令和元年度の幼稚園については、特別な配慮が必要な園児数を参考として記載し、令和2年度は、医療機関を受診した園児数を記載しています。

第5章 計画の推進に向けて

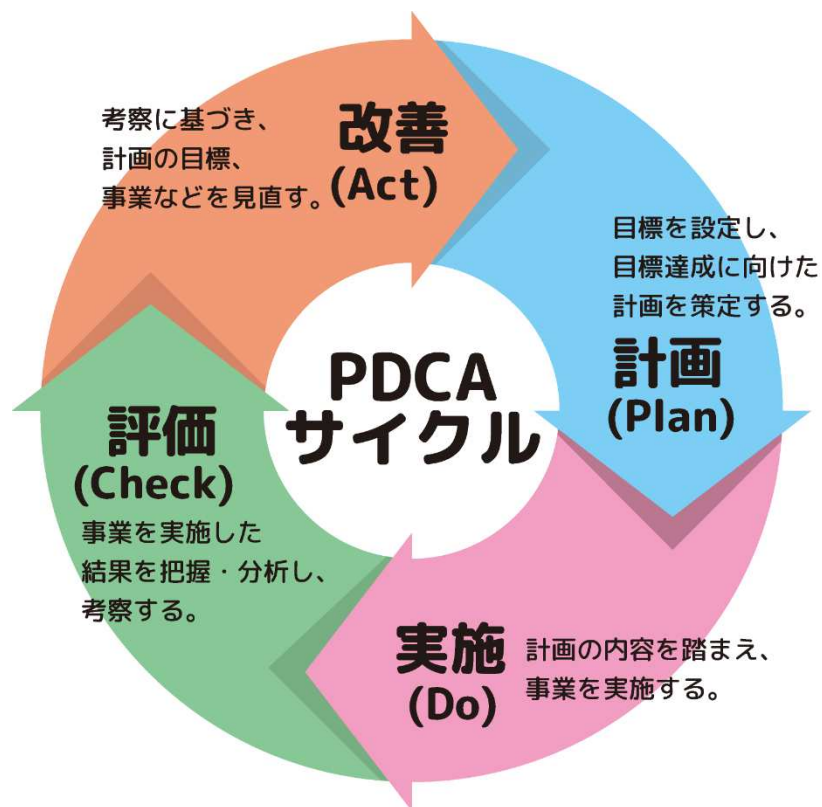
1. 計画の推進体制

本計画は、社会福祉課が中心となり、関係部局、関係機関・団体等と連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、年度ごとに計画の進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについての協議を行うことにより、業務の円滑な推進に努めます。

2. 計画の点検・評価の方策

本計画に基づく施策を計画的に推進するために、天理市自立支援協議会より意見を聴取し、一連のサイクル（PDCAサイクル）により、毎年度、進捗状況について点検・評価を行います。



3. 県・近隣自治体・事業所・地域との連携

障害のある人に対する施策は、保健、医療、福祉、教育、雇用など、幅広い分野にまたがるものであり、引き続き市が主体的に推進していくことはもちろんですが、広域的に取り組むことにより、効率的かつ効果的に実施できるものについては、国・奈良県の協力を視野に入れながら、近隣自治体と連携を図り進めていきます。

また、福祉サービスの提供や福祉のまちづくりを進めていくためには、民間企業、医療機関、NPOや社会福祉法人等の協力が不可欠であり、各機関との連携の強化を進めます。

少子化や核家族化などにより身近な地域住民が互いに助け合い、思いやりをもって暮らすことができる地域社会がより一層求められています。そのため、福祉活動の中核となる社会福祉協議会など各種福祉関連団体との連携を強化するとともに、行政と地域をつなぐ民生委員・児童委員等が地域に密着した活動を行えるように支援します。

天理市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画 令和3年3月発行

発行 天理市

〒632-8555

奈良県天理市川原城町 605

TEL:0743-63-1001 (代表) FAX:0743-63-5378

ホームページ <http://www.city.tenri.nara.jp/>

編集 天理市健康福祉部社会福祉課